

○八代市特定教育・保育施設利用者負担額（保育料）表

＜公立幼稚園＞

階層区分	定義	利用者負担額 (月額)
第1	生活保護法による被保護世帯等	0円
第2-1	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割のみ課税世帯 (母子世帯等に限る。)	0円
第2-2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割のみ課税世帯 (第1階層及び第2-1階層を除く。)	3,000円
第3	市町村民税所得割課税世帯	5,900円

八代市の特定教育・保育施設利用者負担額（保育料：以下「保育料」といいます。）を上記のとおり決定し適用しております。

お子さんの教育・保育に必要な経費は、児童福祉法、子ども・子育て支援法による国・県・市の負担金及び保護者様が負担すべき保育料によって賄われています。

八代市の保育料は、国が定めた徴収金基準額表の区分に基づき、八代市独自の軽減を勘案して設定いたしました。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【留意事項】

- 第2-2階層又は第3階層までの世帯で、同一世帯の満3歳から小学校3年生までの子どもが複数いる場合は、最年長の子どもから順に2人目の子どもはこの表の半額、3人目以降の子どもは、無料とします。※ただし、新制度移行前の就園奨励費の影響額を考慮して独自軽減を設けています。

① 最も年齢の高い児童	軽減なし
② 2番目に年齢の高い児童	半額軽減
③ ①及び②以外の児童	全額軽減（無料）

- 階層区分は、4月から8月までは入所児童と同居している父母及び家計の主宰者の前年度分の市民税の課税状況（課税世帯の場合は、所得割額の合計額で算定）に応じて認定し、9月から3月までは、今年度分課税状況に応じて同じく認定します。

なお、年度途中において課税内容や世帯構成に変更があった場合は届け出が必要です。その場合、事実が分かった月の翌月から変更となります。

- 収入360万円未満相当のひとり親等世帯については、保育料の減額措置が講じられます。

・ひとり親等世帯 第一子：半額、第二子以降：無料

- 上記保育料の金額に、別途給食費が必要です。

【保育料に関するお問い合わせ】

〒869-4703

八代市千丁町新牟田1502-1

八代市役所 千丁支所 教育委員会 教育政策課

T E L 0965-30-1671（直通）